

令和7年度第6回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月10日(水) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員(12人)

会 長	1 番	前 川 義 憲			
会長職務代理	1 4 番	小宮山 晃 次			
委 員	3 番	宮 内 敬 介	4 番	竹 下 るみ子	
	5 番	林 悦 子	6 番	草 刈 満 男	
	7 番	青 木 正 篤	8 番	古 谷 葉 子	
	9 番	浮 田 益 実	1 1 番	池 本 英 夫	1
	2 番	細 山 周 一	1 3 番	長 石 憲太郎	

4. 欠席委員(2人)

2 番	春 摘 要	1 0 番	葉 狩 健一
-----	-------	-------	--------

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

1 5 番	西 沖 和 己	1 6 番	谷 口 真 一
1 7 番	國 石 宣 広		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員(2人)

事務局長	山 中 章 弘	書 記	安 道 千 景
------	---------	-----	---------

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後2時00分)
事務局長	ただ今から、令和7年度第6回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し12名の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、3番 宮内敬介委員、14番 小宮山晃次委員をお願いをいたします。 次に、日程第2 議案第1号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。 非農地通知の発出について決議を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧下さい。 先ず番号1から、議案書4ページの番号39です。 今までお話しもさせていただいてたんですけども、準備が整い次第順次、地籍調査の終わった地域で農地パトロールの調査で再生困難となった農地について、非農地通知を出していきたいと考えています。 税務住民課等とも大体話が出来て、法務局も、ちょっと一回出してもらい、それで何かあれば遣り取りしながらやっていきたいと思いますということで、今回初めて出してみたいと思います。 この度は富沢地区の林委員の担当地区で、ちょうどこの44筆ほどが非農地通知の対象でしたので、数的にもこのエリアから始めても大丈夫なのかなと考えています。で、大字口波多、波多、口宇波、宇波の44筆です。上段と所有者が同じ方は空欄となっております。ですので44筆で39番。 事務局からは以上です。
議長(会長)	ただいまの説明に関して、4番 林悦子委員に現地の確認調査をお願いしておりますので、確認の結果並びに補足説明をお願い致します。

4 番	6月25日に、植木推進委員、細山委員との3人で農地の再確認で回ってきました。 いずれも原野、森林化しているところを確認したことを報告させていただきます。 又、一応確認取れる方には会ってきました。 以上です。
議長（会長）	説明終わりましたので、質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長（会長）	発言がないようですので、採決を致します。 議案第1号 番号1から番号39について、「非農地」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第1号 番号1から番号39については非農地と判断することに決定いたしました。 次に、番号40について事務局に説明を求めます。
事務局長	今回、ここは富沢地区以外なんですけれども、所有者の方より、県外に住んでいるし農業もやっていないので、農地ではなくして欲しいという相談がありました。 昨年の利用状況調査で再生利用が困難となっていました。 では、議案書の4ページをごらんください。一番下の番号40です。 農地の所在が大字智頭地内、地目は畑。面積は20㎡です。 所有者は〇〇県にお住まいの〇〇〇〇さんです。 利用状況調査の内容につきましては、令和6年9月20日の調査で再生利用が困難、宅地となっております。現状も、空き家となっている一部と空いたスペースが草ぼうぼうの原野化となった農地であります。 場所につきましては、別冊の申請位置図の1ページをごらんください。 ちょうど〇〇〇〇の中程で、〇〇〇〇奥の畑で、〇〇〇〇近くの宅地に囲まれており、中々入っていけないところにある農地となっております。 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手を願います。 （質問、意見なし）

議長（会長）	発言がないようですので、採決致します。 議案第1号 番号40について、「非農地」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成ですので、議案第1号 番号40は非農地と判断することに決定いたしました。 次に、日程第2 議案第2号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定についての提出があったので、意見を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の5ページをご覧ください。 8月20日付けで智頭町長から農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定を求められたものであります。 利用権設定面積ですが、全て田で10,844㎡です。 利用権を設定する者が3名、受ける者が4名となっております。 期間につきましては、3年から5年未満が6,080㎡、10年以上が4,764㎡となっております。 それでは6ページで詳細について説明をいたします。 （議案書に基づいて、農用地利用集積等促進計画の内容を説明） 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
3 番	農地番号4番の、登記面積と取扱面積の差は何かあるのですか。特別な意味合いは無いんですか。
事務局長	取扱面積の部分のみ借りる、使うということです。
議長（会長）	他にありませんか。 青木委員、〇〇〇〇が結構な面積を取り扱うが、実際には本当に。
7 番	実際やっているのは、〇〇君という集落支援員がやっている。 西谷を中心に6反ぐらい。
16 番	個人なのか。

7 番	個人でなく〇〇〇〇の職員というか、雇って。
3 番	〇〇〇〇の経営体区分ですが⑥のその他とありますが、地域計画ではどんな位置付けになっていますか。
議長(会長)	特別な何か企業とかの位置づけではなく、個人さんが借りるのと同じように〇〇が借りる。
3 番	いや、地域計画の中にも〇〇〇〇として入っていないのか、経営体として。じゃないのか。
事務局長	聞かれていることの回答とはずれてるのかも分かりませんが、普通の個人さんと同じように地域計画の中に出てきている。何か特別な、農業法人のような特別な形で加わっているわけではない。
3 番	これ、④にはならないというわけではないんですよね。
14番	地域計画の中でこれどうなってるのか、単純に。
事務局長	勉強不足で。ちょっと確認させてください。
議長(会長)	④か⑥かが分かり辛い。 では、他に。
	(質問、意見なし)
議長(会長)	よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することに致しました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 智頭町農業委員会第6回総会を閉会いたします。
閉 会	(閉 会 午後2時19分)

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和7年9月10日

智頭町農業委員会議長 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 宮 内 敬 介

智頭町農業委員会委員 小宮山 晃 次